株式会社 JDSC 定款

2018年6月24日作成2018年6月24日認証2018年7月23日設立2019年3月5日改定2020年5月28日改定2020年9月30日改定2021年9月3日改定2021年9月3日改定2021年9月29日改定2022年9月28日改定

定款

第1章 総則

第1条(商 号)

当会社は、株式会社 JDSC (英文では Japan Data Science Consortium Co. Ltd.)と称する。

第2条(目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. アルゴリズムモジュールの開発と、ライセンス提供事業
- 2. IT システムの開発と運用事業
- 3. データサイエンスに関する顧問・コンサルティング事業
- 4. 事業投資•運営事業
- 5. データサイエンスに貢献する人材の研修、育成事業
- 6. 書籍の出版・コンテンツ管理・ライセンス管理事業
- 7. 経営コンサルティング事業
- 8. 人材コンサルティング事業
- 9. 労働者派遣事業
- 10. 有料職業紹介事業
- 11. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

第3条(本店の所在地)

当会社は、本店を東京都文京区に置く。

第4条(機 関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2) 監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

第5条(公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、4964万株とする。

第7条(自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条(単元未満株式についての権利)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条(株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条(株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条(招集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、 必要に応じて招集する。

② 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

第13条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

第14条(招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条(電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第18条(員数)

当会社の取締役は、10名以内とする。

第19条(選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。

- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらない。

第20条(任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第21条(代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条(取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第24条(取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第25条(取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第27条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第28条(責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条の規定により、取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

第29条(員数)

当会社の監査役は、5名以内とする。

第30条(選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条(任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条(常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第33条(監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要がある ときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第34条(監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第35条(監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第36条(報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第37条(責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

第38条(選任方法)

会計監査人は、株主総会において選任する。

第39条(任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

第40条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月末日までの年1期とする。

第41条(剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。
- ③前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第42条(剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の 定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

第43条(配当金の除斥期間)

配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

- ① 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。
- ② 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上